ニュースリリース 平成 24年 1月 13日

当座勘定規定の改定について

常陽銀行(頭取 寺門 一義)は、平成23年6月2日に全国銀行協会が公表した「融資取引および当座 勘定取引における暴力団排除条項参考例の一部改正について」をふまえ、当座勘定規定を改定しますの で、下記のとおりお知らせいたします。

暴力団排除条項とは、お客さまが暴力団等の反社会的勢力であることが判明した場合等に、お取引を 停止または解約させていただくことを定めた条項です。当行では、反社会的勢力との関係遮断をすすめ るため、平成22年4月から各種預金規定等に暴力団排除条項を導入しております。

改定後の当座勘定規定は、平成24年1月16日から適用し、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用されます。また、当座勘定規定(専用約束手形口)も同様に改定いたします。

当行は反社会的勢力との関係遮断を企業倫理に掲げており、引き続き反社会的勢力との取引排除に向けた取り組みを推進してまいります。

記

【改定内容】

- 1. 反社会的勢力の属性要件を以下のとおり明確化した表記に変更いたします。
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、 暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他 これらに準ずる者
- (2) 次のいずれかに該当することが判明した場合
 - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的 をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を 有すること
- 2. 次の免責・損害賠償規定を追加いたします。
 - (1) 暴力団排除条項の適用により、当該取引先に損害が生じても当行は免責される。
 - (2) 暴力団排除条項の適用により、当行に損害が生じたときは、当該取引先は損害賠償責任を負う。

※詳細はこちらをご覧ください。